⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	59.1％
株式	23.4％
その他	17.6％
合計	100.0％

⑥長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	3.202％
長期期待運用収益率	2.000％

８．税効果会計関係

繰延税金資産の主な原因別内訳

（単位：円）

項　　目	
繰延税金資産	
税務上繰越欠損金	2,892,255,367
繰延税金資産	885,081,146
控除：評価性引当額	885,081,146
繰延税金資産　　合計	0

９．重要な後発事象

該当事項はありません。

10．減損に関する事項

該当事項はありません。

11．資産除去債務に関する事項

石綿障害予防規則に基づき、当該法令に定める範囲の撤去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

フロン回収破壊法に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

事務所の用に供している不動産等の賃借契約に伴う原状回復義務に基づき、賃貸不動産の原状回復に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は取得時からの耐用年数（４年から50年）によっており、割引率は0.000％から2.813％を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	90,215,932円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,753,529円
時の経過による調整額	563,290円
資産除去債務の履行による減少額	152,760円
期末残高	92,379,991円

当機構は、事業用地等の賃貸借契約に基づき、事業終了時又は退去時における原状回復に係る義務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定がないものについては、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

12．収益認識に関する事項

当機構は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当機構の一定の事業等のまとまりごとの区分は、研究開発事業及び中核的機関形成事業であり、各事業の主なサービス等の種類は受託研究に係る収益、資源掘削受託に係る収益、共用施設の使用対価に係る収益等であります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、3,618百万円及び798百万円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

１．重要な会計方針⑺収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、2,059百万円であり、当機構は、当該残存履行義務について、履行義務の充足について令和８年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。

13．不要財産に係る国庫納付

不要財産に係る国庫納付等については以下のとおりです。

①	資産名称		海洋地球研究船「みらい」及び搭載機器			
②	資産種類		船舶	機械装置	工具器具備品	ソフトウェア
③	帳簿価額	⑴取得価額	9,564,810,433円	925,650円	368,227,532円	1,363,200円
		⑵減価償却累計額	9,321,237,889円	568,893円	361,065,725円	1,363,200円
		⑶帳簿価額	243,572,544円	356,757円	7,161,807円	0円
④	不要財産となった理由		今後、業務を確実に実施する上で必要がないため			
⑤	国庫納付等の方法		譲渡収入による国庫納付			
⑥	譲渡収入の額		15,936,580円			
⑦	控除費用		―			
⑧	国庫納付額		―			
⑨	納付年月日		―			
⑩	減資額		―			
⑪	備考		不要財産に係る譲渡取引とその国庫納付等が年度をまたがっているため、財務諸表作成時点において判明している事項を可能な限り取りこんで記載しております。			

14．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。